

令和3年度 第8回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和3年7月27日（火）9時30分～12時4分
開催場所	横浜市役所18階 なみき18・19会議室
出席委員	奥委員（会長）、菊本委員（副会長）、上野委員、片谷委員、酒井委員、田中修三委員、田中伸治委員、中西委員、藤井委員、藤倉委員、宮澤委員、横田委員
欠席委員	押田委員、五嶋委員、田中稲子委員
開催形態	公開（傍聴者 5人）
議 題	1 （仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書 2 旧上瀬谷通信施設地区土地地区画整理事業 環境影響評価準備書
決定事項	令和3年度第6回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する

議事

- 1 横浜市環境影響評価審査会運営要領第4条に基づき、「旧上瀬谷通信施設地区土地地区画整理事業 環境影響評価準備書」の審議については一部非公開で審議することを会長が決定し、委員が了承した。
- 2 令和3年度第6回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。
- 3 事務局が旧上瀬谷通信施設地区における関連事業の環境影響評価手続きについて説明した。（質疑 特になし）

4 議題

（1）（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書について

ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。

イ 質疑

特になし

ウ 方法書について事業者が説明した。

エ 質疑

【奥会長】 ありがとうございます。方法書全体について、まず、御質問や御意見がありましたら、お願いしたいと思います。既に御指摘いただいている事項で後ほど補足説明がある部分については、また後で御説明いただきますので、それ以外のところで何かございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。はい、藤井委員、お願いします。

【藤井委員】 すみません。前回指摘をした A-1、A-2、A-3、A-4 の部分ですけれども、ちょっと時間もなくて、うまく伝えられなかったかもしれないので補足説明させてもらってもよろしいですか。

【奥会長】 はい、どうぞ。

【藤井委員】 一つはその樹林を、南東側ですね、端にある樹林を確保してほしいという部分の話ですが、人を入れる、入れないという部分もありましたので、もう少し踏み込んでお話をさせていただきたいと思います。

樹林を、よくある悪いパターンというのが、その樹林を保護する、例えばそこで希少生物等が確認されたので、その樹林を、今出している樹林地の保全検討という部分（第6回審査会事業者説明資料スライド10ページを投影）ですね、その樹林を何かしら希少生物が出た等で保護す

るみたいパターンがあった場合に、手を付けないというふうに勘違いされる場合が多いです。しかし、手を付けないと、逆にそこはどんどん遷移が始まってしまって、森自体が、生物が住みにくい場所になってしまうパターンがけっこうあるのです。そうではなくて、何かしら手を入れる里山風の森林を残すようなことも考えていただきたいと思いました。ただ、それは、散策ルートを造って人を入れてほしいという話ではなくて、もしそこを保全エリア、保全を検討すると書いてあるので保全エリアとするのであれば、ただ単に放置するのではなくて、人が手を入れながら保全していくような森林を検討していただきたいと思いました。

もう1点、林縁部の話ですが、これもうまく伝わらなかったかもしれないです。林縁を確保してほしいというのは、要は鳥にとっても、ほかの動物にとっても、林縁部というのはすごく需要度が高くて、例えば暗い林からいきなり明るいところへ変わっていくと、それだけでクモだとか、そういう小動物が増える傾向があります。それによって、ほかの鳥だとか動物も増えますし、林縁部だとすぐ林に逃げ込むことができるので、けっこういろいろな動物が使うのです。そういう意味もあって、林縁部というのがすごく重要な役割をいろいろな動物にとって持っているのです。けれども、そこを人が歩いてしまうと、動物にとって利用しにくい場所になるので、森だけを守って、その林縁部はもう人が利用するエリアとはしないでほしいということをお願いしました。以上2点です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。前回の指摘事項の補足ということで御説明いただきました。特に事業者からの回答はよろしいですか。ありませんでしょうか。

【公園整備事業者】 はい、よろしいでしょうか。今いただきました御意見等を踏まえてですね、樹林地の保全と林縁部の扱いにつきましては維持管理手法ですとか保全の手法を含めて、今後検討させていただきたいと思っております。

【奥会長】 藤井委員よろしいでしょうか。

【藤井委員】 ありがとうございます。もう1点、別件でよろしいでしょうか。

【奥会長】 はい、どうぞ。

【藤井委員】 今出している画面（第6回審査会事業者説明資料スライド10ページ）の中で水辺空間の検討というところがあるので、ホトケドジョウとの関連等については前回指摘させていただいたのです。ここを生物側の立場で言う話ではないかもしれないですけど、不快生物について何かしら予測をされていますか。例えば、横にすぐ団地があるのでちょっと気になっていたので。その団地にすぐ近い所に止水域を造ると、蚊だとかユスリカとかがすごく発生して、近隣から苦情が出るような話をよく聞くので、もしそういうところまで何かしら考えがあるようでしたら、ちょっとお聞きしたいのです。

【奥会長】 事業者の方、水辺空間の検討についてですが、お願いいたします。

【公園整備事業者】 現状ですけれども、アセスのほうでそこまではですね、今はやっていないところが現状でございます。水辺空間の検討をどんなしつらえにするかとか、保全の手法につきましては今後検討を進めていきたい

と考えております。

【奥会長】 まだ具体的な検討はされていないということですね。

【藤井委員】 はい、分かりました。ありがとうございます。以上です。

【奥会長】 宮澤委員、どうぞ。

【宮澤委員】 今回の藤井委員の質問に関連してですが、藤井先生に教えてほしいのですが、林縁部の確保というのは、結局バッファゾーンを確保してほしいという意味だろうと思うのですが、このボリュームというのは具体的にどの程度を考えたらいいか、その辺のお考えはございますか。もしありましたら、教えてください。

【藤井委員】 バッファゾーンをまさに造ってほしいという意味ですけど、どれくらいの空間を確保するかという意味では多ければ多いほどいいと思うのです。ただ、どれくらいだと駄目なのかという駄目という基準はなく、多ければ多いほど良いけれども、例えば2mでは足りないのかというと、2mでも十分人との距離を取れる場合もあります。ケースバイケースで、そのバッファゾーンから人が利用するエリアに向かっていく連続性の部分でどういう、例えばちょっとした低木のような植栽をするとか、人との空間を切り離す方法はいくらかもあると思うのです。単にどれくらい離すかというとかかなり難しく、どちらかというとはかの生物、酒井先生とかほかの生物多様性関係の先生のほうが、その辺は詳しいかもしれないです。全くないと困りますけれども少しでもあればいい。あるのであれば、たくさんあるほど生物にとっては使いやすくなるということで、これぐらいというのが私の知識ではちょっと言えないところです。

【宮澤委員】 事業者の方の参考になればと思ったのですが、ありがとうございます。

【奥会長】 はい、よろしいでしょうか。先ほどの水辺空間の検討のところですけども、このイメージ図（第6回審査会事業者説明資料スライド10ページ）を御覧いただきますと、相沢川と和泉川、両方のところにこの水辺空間の検討というのが書いてあります。これは、土地区画整理事業のほうで、この二つの川については全て暗渠化するということですか。そこをまず確認させてください。

【土地区画整理事業者】 土地区画整理事業のほうで、和泉川についてははいじりませんが、相沢川と大門川は暗渠化する予定です。

【奥会長】 和泉川は、暗渠化はしないのですね。

【土地区画整理事業者】 はい。

【奥会長】 分かりました。相沢川のほうは全部暗渠になると。土地区画整理事業のほうで暗渠にしたうえで、その後公園整備事業のほうで新たに水辺空間を創出するかどうか検討するという、そういうことでよろしいですか。

【公園整備事業者】 はい。

【奥会長】 はい、ということだそうです。そこをまずクリアにしておく必要があると思いました。

【土地区画整理事業者】 すみません。相沢川の水辺空間につきましては土地区画整理事業でもある程度やりますし、公園整備事業でもある程度やります。両方でやっていくイメージで捉えていただければと思います。

【奥会長】 イメージはいいのですけれども、どちらの事業で何をどこまでやるのかを明確にさせていただかないと、アセスのしようがないのですね。評価のしようがない。こちらも意見の言いようがないというところがございしますので、そこは早急に両事業でしっかり調整を図っていただいて、より具体化をするようにお願いしたいと思います。

【土地区画整理事業者】 分かりました。

【奥会長】 はい。他の委員の方いかがでしょうか。藤倉委員、お願いします。

【藤倉委員】 今回の土地区画整理事業と公園整備事業の何をどこまでやるかという話があったのですが、例えば建設工事に伴う建設発生土、産業廃棄物も一部あるのですけれども、特に建設発生土、つまり地面を切って盛るという事業について、公園整備事業の方でも建設発生土があるとなっています。土地区画整理事業ではどこまで何をやり、公園整備事業ではどういふことをやるのかということを中心に、今教えていただければと思います。それから相場感として、この公園エリアとして、例えば建設発生土が土地区画整理事業に対して 10 分の 1 ぐらいとか、その相場も分かれば教えていただければと思います。

【奥会長】 はい、いかがでしょうか。

【土地区画整理事業者】 土地区画整理事業で基本的には宅盤、公園の基盤の高さ関係まで整備するイメージで捉えていただければと思います。公園についてはこれから細かく計画をしていく段階となりますので、これから数字とかを出していく形になるかと思いますが、基本的には、概略の基盤につきましては土地区画整理事業でやるという理解でいただければと思います。

【奥会長】 はい、どうでしょうか、藤倉委員。

【藤倉委員】 分かりました。今、公園整備事業は方法書ですので、準備書までには廃棄物あるいは建設発生土の排出量も予測評価されるということですので、この手続き中には概ね分かるという理解でよろしいでしょうか。

【公園整備事業者】 公園整備事業につきましては、そのとおりでございます。

【藤倉委員】 分かりました。

【奥会長】 はい、よろしいですか。他の委員の方はいかがですか。横田委員、お願いします。

【横田委員】 (第 6 回審査会事業者説明資料) 8 ページのスライドの事業の内容と 12 ページの動線計画について伺いたいです。まず、隣接する土地利用との関係でいいますと、上の北側がですね、観光施設だと思うのですけれども、そちらの観光・賑わい施設からの人の利用というものですとか、南側の住宅エリア、対象地以外ですけれども、そういう所からの人の利用というのをどういうふうにご考慮されているかを、まず事業計画として伺いたいです。入口の場所が非常に限定的であり、隣の土地利用との関係性がよく見えませんでした。

もう 1 つが、8 ページのゾーニングにおいて、環境のためのスペースというのをどういうふうにご考慮しているかが余り表現されておりません。少なくとも人のスペース、環境のスペースというものは、ゾーニングにおいてはきちんと配慮されるべき事項かなと思いますので、環境保全のためのスペースをどういうふうにご検討されているのかをお伺いできればと思います。以上 2 点、お願いします。

【奥会長】 事業者の方、お願いします。

【公園整備事業者】 まず、公園の動線につきましてですが、北側の土地利用の詳細が現在のところ未定となっておりますので、公園側としても、そこからの人の流入というのが、まだ見えていないところがございます。今後、北側の土地利用の深度化に合わせまして公園のほうの検討も進めてまいりたいと思っております。

また、環境保全のスペースということですがけれども、8ページのこの絵はですね、ゾーニング及び公園の主要な施設ということを例示させていただいたものでございます。そういう意味で言いますと、先ほどお示しした水辺空間の検討ですとか、樹林地の保全というようなところが主な環境保全のスペースということになりますが、都市公園事業、公園として整備を行いますので全域にわたってですね、当然環境の保全を考えていくというのは公園を造るうえで当然のことだと思っておりますので、そういった中で検討を進めてまいりたいと思っております。

【奥会長】 はい、横田委員、どうでしょうか。

【横田委員】 はい、1点目はいつ分かるのでしょうか。その隣接する土地利用を踏まえて、この区画の範囲の検討を始められるはいつなのか、お伺いしたいなど。

2点目は広く保全すると言っても、やはりアセスとして環境保全措置を実施する場所というのはゾーンとして必要だと思うのですが、環境保全措置を実施する場所をどういうふうに検討されているかということをお伺いいたします。

【土地区画整理事業者】 最初の動線の観光・賑わい地区の計画についてなのですが、今これについては、地権者で構成されるまちづくり協議会のほうで検討している段階でございます。ただですね、下が公園地区という事もございますので、なるべく一体感が取れないかという形の検討をしているところでございます。例えば、相沢川の水辺空間の検討のエリアにつきましては、出来るだけですね、ここはかなり良い地形をしているということがありますので、地形は残せないかとかそういう形の検討ですとか、駅も含めて公園のアクセスをどうするのかということを一体的に検討しているところがございます。これをいつお示しできるかというのは、まだ検討段階でございます。これをいつお示しできるかというのは、今お答えできる状況でないという形で御理解いただければと思います。

【公園整備事業者】 2点目の環境保全のゾーンにつきましてですけれども、現在のところ、公園の詳細の計画を詰めている段階でございます。今後ですね、委員御指摘のようにどの部分で環境保全のスペースとしていくのかというのを明示できるかどうかを含めてですね、今後作業の中で検討させていただきたいと思っております。

【横田委員】 どちらも検討中ということなのですが、このアセスのスケジュールに乗ってこないで、きちんと影響を予測評価できないまま事業が後付け的に行われるということは、やはりアセスとして望ましくないのでは、もう元から暫定的な土地利用であるというふうに位置付けるべきではないかなと思います。きちんと後からでも環境保全措置が実施できるような空間として確保するというような考え方が重要で、この多目的広場とか施設群を配置することが目的になるのは本末転倒なのかなというふうに思っています。また、後ほど細かい点も踏まえて、議論させていただきた

いと思います。

【奥会長】 ありがとうございます。他の委員の方はいかがですか。はい、田中伸治委員、お願いします。

【田中伸治委員】 はい。資料（第6回審査会事業者説明資料スライド）の8ページの事業内容のところで質問です。駐車場の位置を3箇所ほど点線で囲って示してはいただいているのですが、各駐車場それぞれの収容台数がいくらほどになるのかというあたりが分からないと、この周辺道路をどのように使ってそこに着くかという予測ができないと思うので、その点を教えていただきたいというのが1点です。

2点目は、主にこの黄色い部分（みどりの賑わい・レクリエーションエリア）と水色の部分（みどりの発信エリア）の公園利用者の往来があると思うのですが、その間にこのグレーの点線で道路があるわけです。ここの部分がどういうふうに横断するのか、平面交差なのか、あるいは立体横断施設を造るのかという、公園利用者の歩行の安全の観点から、この点について教えてくださいというのが2点目です。

3点目はですね、予測の方法についてですけど、資料（第6回審査会事業者説明資料）のスライドの61枚目、62枚目あたりです。工事中について、地点1から4の予測をしますということですけども、その前のページ61枚目に地図が載ってしまっていて、地点5にも工事用車両が通るのではないかなと思うのです。公園の事業区域に接していますので。ここも予測が必要ではないかなというふうに思いましたので、どう考えているかをお聞きしたいというのが3点目です。

あと4点目はですね、同じくこの図面で地点7というところで断面調査をもとに予測をしますということになってはいるのですが、（第6回審査会事業者説明資料スライドの）63枚目に供用時の予測が書かれていて、地点7で断面での予測を行うということになってはいるのですが、実際のところ、断面を予測してもまず影響は出ないという答えしか出ないと思います。というのは、信号交差点ではないので、常時、車は通行できます。その容量を超えるような需要がそこを通過することはまず起こり得なくて、予測としてはその断面7よりも南側でどこかの交差点に取り付くと思いますので、その交差点できちんと処理ができるかというところが重要かと思います。現在の方法で予測を行っても、おそらく余り意味のない結果しか出ないと思いますので、これは土地区画整理事業の評価とも関係する話にはなりますけど、その点についてお考えを確認させてください。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。いかかでしょうか、事業者の方。

【公園整備事業者】 まず、駐車場の各位置の台数ですけども、今回お示ししているのは概ねの位置ということでお示しはできているのですが、各エリア、各場所でどの程度の台数が必要かというのは、今後、公園の設計を進めていく中で検討させていただきたいと思っております。

また、先ほど、立体交差か平面交差かという御質問でしたけれども、こちらにつきましても、現在、どのように公園利用者を安全に行き来していただくようにできるかというところにつきましても、検討を進めている段階でございますので、現段階でこういう形でと断定することが難しい状況でございます。

3点目の工事中の交差点の予測に関してですが、地点5につきましては、現時点の計画では地点5に入る前に工事用車両が事業地内に流入することを想定しておりまして、今後、計画を詰めていく中で、地点5を使用する場合は、こちらに追加についても検討したいと考えております。

4点目の供用時の予測の地点7につきましては、こちらについては、土地区画整理事業さんとの予測地点との整合を取っていることがありますので、一旦、地点選定の考え方については整理したうえで、また御報告を差し上げたいと考えております。

【奥会長】 はい、田中委員どうでしょう。

【田中伸治委員】 1点目と2点目については、準備書段階では、数字なり計画なりが明確になると思ってよろしいでしょうか。

【公園整備事業者】 はい、今のところその予定でございます。

【田中伸治委員】 はい、分かりました。あと、3点目の地点5に関する話ですけれども、ここを通らずに工事用車両が事業予定地に行くということであれば、そのルートがこの地区内のどこを通過して行くのかということも示していただく必要があるかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

【公園整備事業者】 工事用車両ルートにつきましては、内部で相談のうで示せるかどうかを検討させていただきたいと思っております。

【田中伸治委員】 実際のところ、隣接しているのここを通らないことは余り考えられないと思うのですが、検討をお願いいたします。

【奥会長】 お願いいたします。現時点で、まだ分からないということが非常に多いので、準備書段階までにはそこは明確にさせていただくように是非ともお願いいたします。他の委員の方いかがですか。酒井委員、どうぞ。

【酒井委員】 土地区画整理事業との関係なのですけれども、そちらと連動しながら進めていくと御説明いただいたのですが、その連動の仕方についてです。今、事業計画のほうはずれて進行していて、公園整備事業のほうはまだ未確定な部分が多く、土地区画整理事業についても実は未確定の部分が多いという話でしたけれども、事業の進行度合いでいえば公園整備事業の方が未確定な部分、未確定なというのは裏を返せばまだ変わり得る部分、変えられる部分があることだと思うのです。だからこの状況というのは積極的に生かせるというか、普通は全て事業計画ができた後からアセスのいろいろな、私は生物多様性・植物関係ですけれども、そういう情報を取られて、でも、もう既に事業計画自体は変更できないと、そのようなものが普通だと思うのです。この場合は先行して同エリアの中で土地区画整理事業の関係でもって詳しい調査、保全すべき内容とかその方向性というのが出されているので、これを踏まえて公園整備事業は事業計画を修正していくことができるという、そのような話になるのではないかと思うのです。それはすごくポジティブな話なので、今、一緒に取り扱うということで混乱をきたして、私もよく分からないことも多いのですが、ポジティブな部分というのを生かしていったらどうだろうというふうに思いました。どうでしょうか。

【奥会長】 はい、そうですね。では、事業者の方、お答えをお願いします。

【公園整備事業者】 今、御指摘いただきました土地区画整理事業と公園整備事業の連携につきましては、今、委員のほうからお話をいただいたとおりでございます。

す。土地区画整理事業で検討をしてお示しをしたものをですね、公園整備事業としてきちんと受け継いでやっていくということにつきましては、しっかりと連携を取っている状況でございますので、委員が御指摘いただいたような進め方が今後できるかなというふうに思っております。

【酒井委員】 ありがとうございます。それは単にアセス手続き上のということではなくて、その全体としての事業の進め方のうえでも生かしていただけると、先行するアセスの情報というのを生かしていただけると、そのように理解してよろしいでしょうか。

【公園整備事業者】 そのとおりです。

【奥会長】 はい、他はいかがですか。大丈夫でしょうか。他の委員の方からなければ、私から2点ほどあります。環境影響評価項目として、河川の形態、流量が選定されていないわけですが、先ほどの水辺空間の創出について、どちらの事業で何をどこまでやるのかがまだ確定していないということなので何とも言いようがない所ではありますが、仮にこちらの公園整備事業のほうで水辺空間については整備するという事になった場合は、やはり河川の形態、流量についても項目として選定しておくべきではないかというふうに思うのです。そこについてはいかがでしょうか、というのが1点目です。

それと合わせて、もう1つ先に申し上げておきますと、こちらは方法書本体の2-16ページになるのですが、「(2.6) 生物多様性の保全」と「(2.7) 緑の保全と創造」という項目の中に、文章で「樹林、畑地、草地の大部分が造成される」という言葉が出てくるのですが、造成というよりは、事業によって改変されるわけですね。造り出すのではなく、むしろ改変してしまうということなので、「改変」というふうに書いていただいたほうが良いかと思いました。以上2点です。事業者の方から何かございましたら、お願いします。

【公園整備事業者】 1点目の河川の流量、形態につきましては、基本的に公園整備事業で河川については手を入れないということを考えていますが、一方でお示ししていますとおり、水辺空間の検討ということもありますので、こちらについても、一旦内部で検討したうえで、次回以降、御回答のほうを差し上げたいと考えております。

【奥会長】 言葉の使い方については、では、御検討ください。

【公園整備事業者】 分かりました。

【奥会長】 はい、宮澤委員。

【宮澤委員】 委員長の問題と関連するのです。これ、ちょっと言わないでおこうかなと思ったのですが、この相沢川の所の水辺空間の創出というアイデアが出ていたのですが、それと相沢川の暗渠化、これが私にはどうしてもマッチしないのですね。片方で全部暗渠化して、その代わりにというのか、合わせて水辺空間を創出すると。だったら、元々ある水辺空間を生かした新たな水辺空間の創出のほうが、かなり手っ取り早いのではないかなと。分断化を避けると言うけれど、全部埋めなくても何とかなるのではないかと、そんなふうに思うのです。この辺はどうなのかと思って、あえて質問させていただきます。

【奥会長】 田中修三委員も関連ですか。

【田中修三委員】 すみません。関連するといえば、関連しますが、指摘事項に対する補足説明の資料4の説明はこのあとあるのですね。

【奥会長】 あります。補足資料の説明にもそろそろ入らなければいけないと思っています。

【田中修三委員】 そのときに、質問しようかなと思っています。

【奥会長】 分かりました。では、今の宮澤委員の御質問に対して、事業者のほうから回答ありましたら、それをしていただいて、そのあと補足資料の説明に入っていただきたいと思います。

【土地区画整理事業者】 相沢川の暗渠化については、基本的に全部暗渠化で今考えています。なぜ全て暗渠化するかと言いますと、相沢川は上流を背負っていますので、流量がけっこう多いという関係がございます。それと合わせて今回代表する植物ですとか、動物の関係をどういう環境を整えていくかということを考えています。相沢川については基本的に暗渠化で下まで流すのですけれど、水辺空間というのはそれと合わせて、今ある環境を整えるためにどうしたらいいかということで、湿地環境をどうするのかとか、そういうことを考えるために水辺空間というのを検討しているところでございます。今回は御説明できないのですけれど、次回の段階では具体的にこんな形で考えていますという形をお示ししたいと思っていますので、8月の次回で、詳しい内容を御説明させていただきたいと思っています。

【奥会長】 はい、分かりました。では、そのようにしていただければと思います。では、時間の関係もございまして、補足資料のほうの説明に移らせていただきたいと思います。事業者の方、よろしいでしょうか。お願いします。

オ 補足資料について事業者が説明した。

カ 質疑

【奥会長】 御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして御質問等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。はい、田中修三委員、お願いします。

【田中修三委員】 それでは「河川の形態、流量の項目選定について」という説明のスライドではございましたが、そこをちょっと出していただけますか。はい、4番（事業者補足資料4）ですね。これで湧水の流量が $0.0003\text{m}^3/\text{s}$ から $0.0018\text{m}^3/\text{s}$ と、それに対して和泉川が $0.0023\text{m}^3/\text{s}$ から $0.0027\text{m}^3/\text{s}$ ということなのです。これは豊水期と渇水期の値をとっておられるようですが、例えばこの渇水期の時の湧水の流量で $0.0018\text{m}^3/\text{s}$ です。河川の流量の渇水期というのは $0.0023\text{m}^3/\text{s}$ のほうになります。そうすると、例えば渇水期だけでみると約8割は湧水の流量と近い、8割ぐらいの量になっているのです。豊水期と渇水期だけの最小と最大だけでみて、変動が河川流量のほうはないというふうに結論づけて、選定しないという理由になったのですが、ちょっとそこが不十分かなと感じはするのですね。湧水と連動してひょっとしたら伏流水という形で河川のほうに行って、河川のどっかでまたそれが地表に出てきているというような形で河川流量が維持されている可能性も非常にありますので、公園整備事業あるいは土地区画整理事業との関係も非常にあるのではないかなと思うのです。

そのあたりの、どういうふうの評価を、どの事業で評価をすべきか悩ましいところではあるのですが、公園整備事業の工事あるいはその施設を造ることによって、湧水およびその伏流水に対する影響があって和泉川に対する流況にも影響を及ぼす可能性はあるのではないかなという感じはするのですが、いかがでしょうか。

【奥会長】 はい、いかがでしょうか。

【公園整備事業者】 御指摘ありがとうございます。公園整備事業としまして、事業内容としては、公園の設置、施設、園路の整備というところで、公園整備事業として大きく地表面を改変するようなことはないと考えておりますが、土地区画整理事業さんとの整合性、進め方もありますので、一旦協議したうえで、また御報告を差し上げたいと思います。

【田中修三委員】 それから湧水の4というのがありますよね。和泉川流域に。それも和泉川流域ですよね。

【公園整備事業者】 はい。

【田中修三委員】 そうですね。土地区画整理事業のほうには、湧水4では堀り込み池になっていて河川への流出が認められなかったということで、データが出てないのです。さっき申し上げたように、この伏流水という形で流れ出している可能性はあると思うのです。この湧水4もできれば流量がどれぐらいあるのかというのが、土地区画整理事業のほうの準備書に出ていないので分からないのですが、それぞれのデータを是非調べていただきたいと思います。

【公園整備事業者】 確認して次回以降、御報告差し上げます。

【奥会長】 はい、お願いいたします。田中修三委員、よろしいですか。

【田中修三委員】 はい。結構です。

【奥会長】 はい。他にいかがでしょうか。はい、横田委員どうぞ。

【横田委員】 はい。環境類型区分のほうを細分化していただいて、地形的な微地形はよく見れるようになって、ありがとうございます。一方で、そのくくり方なのですけれども、主に流域と主たる植生を軸に4つのゾーンに分けられていると思うのですが環境類型区分をもう少し内部の異質性が分かるような形で活用することが大事ではないかなと思うのです。草地は非常にフラットで、地形的な変化は乏しい、②のゾーン（草地）は乏しいですけれども、ここの色塗りでは、例えば畑地ですとか、それに付随する樹林なんかも主だっていると思います。そういう異質性が地図の中に表れていないというところが、もう少し細かく見る必要があるのではないかなというふうに思います。源流域に関しても、源流域を1つとして束ねるための環境類型区分ではなくて、やはり源流域の中の環境の異質性を表現した色塗りが必要ではないかなというふうに思います。それに対して、例えば植生や移動性の動物の定点調査の位置、ここが余り環境類型区分によって説明されていないように思うのですが、ポイントを打っていない、打っているという判断をどういうふうにされているのかということをお伺いしたいというふうに思います。

それから景観に関して、近景域は評価しないということですがけれども、あえて記述して、そういうふうにいただきましたけれども、地形的に改変しないことがその理由になるというのはちょっと不思議に思っています。例えばその源流域の中に、基本計画の中では日本庭園というよ

うなことが書かれていて、源流域が既存の植生で囲まれている環境と日本庭園で囲まれるようになった環境というのは、景観的に大きく景観資源が異なると思うのです。そういったことを考えると、土地被覆の状況というのも非常に景観に影響を及ぼすのではないかというふうに思いますけれども、この点に関してはいかがでしょうか。以上2点お願いします。

【奥会長】 2点ですね。はい、お願いします。

【公園整備事業者】 はい、まず1点目の環境類型区分図のほうの草地と和泉川の表現の仕方は検討していきたいと思います。調査地点、それはまた検討したうえで、今の地点について、さらに妥当性についても次回以降に御報告を差し上げます。

景観につきましては、中からの見え方につきましてはどう表現するかということについて、再度、内部で検討のうえで、御報告を差し上げたいと思います。

【横田委員】 いずれもよろしくお願いいたします。

【奥会長】 他の委員の方はいかがですか。よろしいでしょうか。特に追加での御質問はないようですので、それでは、本案件は継続審議ということになっておりますので、公園整備事業の本日の審議につきましては、一旦終了とさせていただきます。事業者の皆様どうもありがとうございました。

(2) 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書について

ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。

イ 質疑

特になし

ウ 事業者資料について事業者が説明した。

エ 質疑

【奥会長】 それでは、委員の皆様から補足資料の内容について御質問等はございますでしょうか。挙手をさせていただければと思います。藤井委員、どうぞ。

【藤井委員】 排水施設計画と河川の切回し及び暗渠化についてのところでお伺いしたいのですが、これは生物多様性と絡めて何か設計される考えがあるのか、お聞かせください。これだけ大きな改変をされるので、少しでも生物多様性に貢献出来る可能性のある環境があるのであれば、活かしてほしいと思いました。

2点目が、切回しのことですが、相沢川など、大門川もそうですが、切回しをする地点で、ここの生物を何かしら移植するようなことは考えられているのか、切回しで堰き止めた時点で、完全にここは死滅してしまうのか、特に相沢川については、マルタニシやアブラハヤのような準絶滅危惧種や絶滅危惧Ⅱ類も出ていた（確認されていた）と思いますので、そのような生物に対する対処をどうされるつもりなのかお聞かせいただければと思います。2点よろしくお願いします。

【奥会長】 はい、お願いします。

【土地区画整理事業者】

はい、御質問ありがとうございます。1点目の調整池に関しましては、調整池3と4については地下化を考えていますので、これについては、なかなか難しいかと思いますが、他の地上式のところについては、藤井委員の御意見を踏まえ、今後検討させていただければと思います。

どのような形が良いのかも含めて検討させていただければと思います。

2点目の切回しの関係についてですが、御指摘のとおり大門川では希少種が出ていないのですけれど、相沢川については、結構出ているところなんです。先ほどの公園の中でもお話がありましたけれど、公園の中でやる（検討する）水辺空間の中でどの程度のしつらえが出来るか、代償が出来るかということ、今日は御説明出来ませんが、次回、代償措置を含めて御説明させていただければと思っています。

【藤井委員】

代償ということは、もうここは死滅というか、特にここから移植するようなことは考えられないという判断で良いのでしょうか。

【土地区画整理事業者】

移植を含めて代償という形です。

【藤井委員】

はい、分かりました。では、また次回、よろしく願いいたします。以上です。

【奥会長】

はい、ありがとうございます。それでは、片谷委員、その後、横田委員をお願いします。

【片谷委員】

はい、片谷でございます。

大気質について、評価書段階で修正していただけるということをお説明いただいた内容は了解いたしました。（予測値が）0.048ppmで環境基準0.040ppmを上回るということ自体を駄目と申し上げるつもりは全くなく、建設機械を使って工事をするわけですから、一時的に濃度が上がることは完全には避けられないということは当然のことですので、あくまでも最大限それを減らすための努力をしていただくという趣旨が見えるかどうかという意味で指摘をさせていただいた点です。ですから、今後の事業の実施においても、とにかく可能な限りの環境負荷削減対策をとっていただくという姿勢を持ち続けていただきたい。これは大気質に限らず、他の予測評価項目につきましても同じだと思っていますので、是非そのような精神で進めていただくようお願いいたします。以上です。

【奥会長】

はい、ありがとうございます。よろしく願いいたします。では横田委員、お願いします。

【横田委員】

補足資料1のグリーンインフラと補足資料11の景観について質問させていただきたいと思います。補足資料1についてですけれども、まず地盤の断面を示していただきましたけれども、相沢川の横断面を含んでいるかと思っています。ここで造成面が現状の地盤面と同じ高さになっていますけれども、ここでの造成というのは、おそらく地形を改変するか否かだと思うのですが、最終的に出来上がる土地被覆面の高さというのは、暗渠化という意味では、ここは繋がるかと考えて良いのかということと、繋がるとしたときに暗渠化される空間はどのような空間になるのか、例えば、よく横浜市さんが緑道を造るときにボックスカルバートを埋めて、その周りに砂利枠を入れるという方法があると思うのですが、どこまでの暗渠化を想定されているのかをお伺い出来ればと思います。

補足資料 11 については、圍繞景觀をこのような考え方で評価されるということはよろしいと思います。現在、圍繞景觀として評価されている地点はおそらく近景を評価するということだと思いますが、対象事業実施区域内にも遠景の眺望点になっているような地点があるのではないかと思います。現状、準備書の中に選定されている眺望点というものは、外から見たときの眺望点なわけですけれど、これだけ広大な空間の中で、遠景の眺望点になるような景觀スポットというものを、もう少し内部の中で検討する必要はないのかということをお伺い出来ればと思います。以上です。

【奥会長】 事業者の方がいかがでしょうか。

【土地区画整理事業者】 一点目の暗渠化について御説明させていただきたいと思います。暗渠化する位置は、相沢川の窪んでいるところの自然地形を活かした形で考えているところです。どこに暗渠化するかと言いますと、地形を活かした部分の東側、西側の山の部分の下辺りを暗渠化する計画です。相沢川の窪んだ部分を埋める計画でありませんので、御理解いただければと思います。

圍繞景觀の調査地点のところですが、準備書の 9.13-16 ページに調査地点のところ、圍繞景觀の方向が書いてあるのですが、対象事業実施区域内のところ、例えば A では足元も見えますし、それから一方には西側の丹沢や富士山も見えますし、それから、住宅街の西側のところに見えるということで、足元並びにその周辺遠景を見通しが良いところも考慮しながら調査してみたものの、まだもう少し他に良い地点があるのかもしれないので、その辺りは検討していきたいと思っています。以上です。

【奥会長】 はい。横田委員、いかがですか。

【横田委員】 ありがとうございます。一点目なのですが、土手の下につけるといことですが、そうすると現状の相沢川の河川沿いの空間を水辺空間に活用しながら相沢川自体を暗渠化するという、そのような両立の仕方を考えたという理解でよろしいですか。

【土地区画整理事業者】 はい、そのとおりです。

【横田委員】 はい、分かりました。それは、暗渠化の方向がクランクになっていますが、その区間を通じてこのようにお考えなのか、切り回しの区間が L 字になっていると思うのですが、東西方向に関しても同じようにお考えなのか併せてお伺い出来ればと思います。

【土地区画整理事業者】 暗渠化の図面は画面にお示したとおりで、茶色い点線でこのような形で流れていくということです。

【横田委員】 ありがとうございます。質問が良くなかったです。横断するときの暗渠の部分、東西方向の部分の暗渠のイメージはどのような施工方法になるのでしょうか。

【土地区画整理事業者】 S 字道路の相沢川を横断するところですか。

【横田委員】 はい、今、マウスを当てていただいているところ（区域内道路 3 号の東側部分）です。

【土地区画整理事業者】 この部分の相沢川は上流から埋めていく計画なので、暗渠だけが残っていくイメージです。

【横田委員】 完全に道路の脇の側溝のようなイメージになっているのでしょうか。

【土地区画整理事業者】	側溝というよりは、結構大きな断面なので（雨水）幹線並みの暗渠が道路下に埋設される計画です。
【横田委員】	分かりました。それは完全に閉鎖で、周辺には緑地を残さないという考え方ですか。
【土地区画整理事業者】	この区間は、そうです。
【横田委員】	はい、分かりました。出来ればですけど、川沿いと川沿いでないところの暗渠の考え方を書いていただくと分かりやすくなると思いました。
【土地区画整理事業者】	はい。
【横田委員】	ありがとうございます。景観については、了解いたしました。追加的に眺望点となるような地点が検討出来るようでしたら、そこで、併せて囲繞景観も調査出来るかもしれませんし、是非、対象地内での眺望点を検討いただければと思います。ありがとうございます。
【奥会長】	はい、ありがとうございます。それでは田中修三委員、その後、上野委員、お願いします。
【田中修三委員】	はい。私、たくさん質問をしていましたが、丁寧に答えていただきました。どうもありがとうございます。 質問に際して確認したいことがあります。補足資料2の最後、5ページに対象事業実施区域内の雨水については、今後、検討して調整池に適切に流入する計画ということで、詳細な計画はまだ無理だと思いますが、大まかな雨水排水計画は、どのように調整池に導いていくのか、あるいは、暗渠にしたところ、暗渠にもある程度雨水を排水するのであればそこをどう排水するのか、という大まかな計画はある程度立てておかなければ、特に調整池に入れる（排水する）場合は調整池での流入水量に大きく関わってきますので、もう少し評価書の段階では、きちんと検討した結果を入れていただきたいと思います。どうでしょうか、一つずつでいいですか。
【奥会長】	はい。
【田中修三委員】	事業者の方、今の件で何か質問があれば。
【奥会長】	そうですね、今の件、いかがですか。
【土地区画整理事業者】	雨水の関係については、可能な限り最新版を載せていきたいと思っています。
【田中修三委員】	はい。では、お願いいたします。 次に補足資料5について、転圧植栽後のSS濃度についてということなのですが、植栽法面で9割の削減あるいは9割以上だったのですが、その削減の効果が見られているので、少なくとも1割程度の初期濃度の削減が図られると想定してやられている（計算されている）のですが、流量計算のところを見ますと、流出係数は和泉川の全流域を0.4で計算しているのですか。
【土地区画整理事業者】	現在はその通りでやって（計算して）います。
【田中修三委員】	和泉川流域の流域面積と法面植栽の面積は比率的にどの程度なのでしょう。
【土地区画整理事業者】	その辺につきましては、まだ詳細な計画がないので、この場では回答は差し控えたいと思います。
【田中修三委員】	0.4というのは、あくまでも法面植栽した場合の効果ですので、法面植

栽について適用するのは良いと思いますが、全流域に適用するというのは、十分な説明が難しいと感じています。法面植栽が 10%以上はありそうですか。

【土地区画整理事業者】 現状で想定してはいるのですけれど、詳細についてはまた今後、検討していきます。

【田中修三委員】 十数%あれば、法面植栽が実際には九十数%、削減効果があるので、ここは 0.1 になると仮定すると、法面植栽が和泉川流域の全面積の 12~13%あれば法面植栽のみを 0.4 にし、他はこれまで通り 0.5 という流出係数を以前は使っていたと思いますが、それで計算すれば、おそらくこの初期濃度 1,800mg/L 前後になるのではないかと思います。全流域に適用するのは無理があると思いますので、もう少し細かな計算をしていただきたいと思います。

【土地区画整理事業者】 検討させていただきます。

【田中修三委員】 はい。アルカリ排水、地盤改良材等については、(補足資料 6 及び 7 で) 丁寧に説明していただいていますので、結構かと思います。

堀谷戸川と和泉川を底質調査の対象外とした理由(補足資料 8)について、他の大門川と相沢川については河川改修があるのでという理由で、逆に堀谷戸川と和泉川については河川改修をやらないので底質の評価をしないという回答なのですが、私がお聞きしたのは、汚染土壌の掘削除去をする工事において、その汚染土壌が流出してくる可能性もありますので、底質の調査が必要かと思ったのですが、いかがでしょうか。

【土地区画整理事業者】 その点については、底質調査は方法書の時点で河川改修の影響ということで選定をしたのですけれど、今後、モニタリング、事後調査を行う中で水質の水の汚れについてもチェックさせていただきますので、チェックしながら何か問題があれば、底質についても確認しながら対策を、汚染が広がらないように工事を進めていきたいと考えております。

【田中修三委員】 仮調整池は汚染土壌の掘削工事の時点では、もう出来ているのでしょうか。

【土地区画整理事業者】 完全に出来ているかどうか分かりません。調整池 1~6 を仮調整池で考えているのですけれど、それが出来ていない場合については、仮設の調整池を別途設け、対策をしっかりとやりながら排水を考えていきたいと思っています。

【田中修三委員】 はい、もしそうであれば、そのようなことをしっかりと記述していただきたいと思います。

【土地区画整理事業者】 一応、集水域など、そのようなものを設けて対応するということは具体的な対応の中に書いていますけれど、それをもう少し明確化させて記載したいと思います。

【田中修三委員】 掘削工事中の土壌の流出、特に汚染土壌の流出が心配です。

【土地区画整理事業者】 はい、分かりました。

【田中修三委員】 確か、工事中、汚染土壌の掘削に 1 年程度予定されていましてでしょうか。

【土地区画整理事業者】 着工後、1 年間です。

【田中修三委員】 確か 1 年位あったと思うので、その間の汚染土壌の流出に対する対策を考えておいていただきたいと思います。

補足資料 9 について、地下水の影響ですが、12 ページの一番下に民有

地の地下水に関する記載があります。これは災害用井戸なのでしょうか。

【土地区画整理事業者】

全て防衛省の結果です。

【田中修三委員】

私有地における地下水の調査結果では。

【土地区画整理事業者】

私有地も全て（防衛省の結果です）。

【田中修三委員】

下流側の災害用井戸ではないですか。

【土地区画整理事業者】

はい、そうです。公表していませんが、私有地で土壌汚染調査も行っているのです。その時に地下水が確認されたことを下の4行に書いているという形で御理解いただければと思います。

【田中修三委員】

ここにも記載されているように、鉛の溶出量基準超過が8～9m位の深度ですか。

【土地区画整理事業者】

1地点だけです。

【田中修三委員】

溶出量基準を超えたのは（1地点）ですか。私有地のところの地下水がGL-7mで大体似たような層に地下水があるので、下流側にある災害用井戸に超えた影響がないかということ懸念しているのです。

【土地区画整理事業者】

下流側の井戸の件については、今後の事後調査の地点なども含めて次回、御説明をさせていただければと思います。

【田中修三委員】

はい。

掘削除去の際の対応については、（補足資料10で）丁寧に説明していただき、どうもありがとうございます。私の方から以上です。

【奥会長】

はい、ありがとうございました。それでは、今、上野委員と田中伸治委員が手を挙げていらっしゃると思いますので、その順番でお願いいたします。どうぞ、上野委員。

【上野委員】

はい、質問というよりは確認というか、コメントですけれど、騒音の関係をチェックしていきまして、現況値と予測値の比較（補足資料3）でも工事用車両と関係車両の走行でグレーの表記があり、全体をこのようにまとめていただいたことで、逆に影響が大きい部分が特にどこなのかというところが、分かりにくくなっています。準備書を見れば分かりますが、やはりここで一番心配なのが南東側の住宅地のところで、関係車両の走行によって、（No.7は）現状では環境基準を満たしているのが、将来予測結果では大きく超えてくる、現状と予測で大きく変わってくるということがあります。今後、土地利用者の方に再度予測だとか対策を考えていただくというような御説明も（補足資料4で）ありましたけれど、どの部分で特に問題がありそうか、課題が大きそうかというところを是非引き継いで御検討をお願いしたいと思います。以上です。

【土地区画整理事業者】

はい、分かりました。

【奥会長】

はい、上野委員よろしいですか。

【上野委員】

はい。

【奥会長】

では、田中伸治委員、どうぞ。

【田中伸治委員】

はい。御説明ありがとうございました。

私も今の上野委員の御指摘のところですが、補足資料4の関係車両走行についてということで御説明いただいたのですが、予測結果として既に環境基準を上回っている地点が多数あり、特に今の南東側（No.7）については環境基準を満たしていたが、満たせなくなっている。それに対する環境保全措置が、将来の土地利用者に公共交通をお願いします

るというだけで本当に良いのかというところが疑問でして、更に準備書の本編を見ると事後調査も実施しないとなっているわけで、この対応のみで本当に実効性があるのかは疑問があり、例えば交通規制について交通管理者と協議しますとは書いてありますが、もう少し具体的に、例えば大型車はこの道路を通れないような通行規制をかける、あるいは深夜時間帯については居住者のみしか通れないような通行規制をかけるなど、もう少し具体的な対策を考えていただくことが必要ではないかと思えます。以上が一点目です。

もう一点は補足資料 12 の工事用車両の運行ルートに関してです。南側の方面には工事車両はいかないという計画なので地域社会 5 の交差点の予測では、現在の予測方法ではこの工事車両の影響を評価出来ないという説明については理解しました。

ただ、今回示していただいている結果では、南側から環状 4 号線に入ってくる一般車への影響が、示していただいている結果ではよく見えてこない、市民の方に分からないと思えます。

南から環状 4 号線に入ってきた車は対象事業実施区域を通り抜け、最終的には地域社会 2 の交差点に南から流入することになるわけですが、この地域社会 2 の結果を確認しますと、工事中の平日 17～18 時で予測需要率が 1.114 で、1.0 を超えてきているわけです。

もう少し詳しく見まして、準備書資料編の地域社会の 1013 ページに細かい数字が載っていますが、南から流入する交通量（流入部③）の車線需要率が直進左折で 1.735、右折で 2.631 と 1.0 を大きく超えているという状況です。これは、可能交通容量 522 台なのですが、それに対して（設計交通量の）1,015 台が流入するというので、処理出来ない車が 1 時間に 500 台位滞留するということになります。1 時間に 500 台の車の滞留というのは、環状 4 号線は片側一車線なので渋滞長に直しますと約 3～4 km になり、渋滞が対象事業実施区域を大きく超えて瀬谷駅付近まで伸びるということになります。更に工事用車両が渋滞の列に途中から割り込む形でどんどん加わりますので、一般車両が南から環状 4 号線を北上しようとする、更に大きな所要時間がかかってしまうということになります。現在の予測結果は、示していただいているものではこのような影響がよく分からないと思えます。少なくとも市民の方には分からないと思えますので、もう少し今の渋滞長などは、今あるデータからも計算して定量的に示すことが出来ますし、それに伴う予想通過時間、旅行時間も示すことが出来ると思えますので、この辺りをきちんと準備書に示していただいて、どの位の影響が生じるのかということをも市民の方に見える形で示していただくことが必要かと思えます。

また、それに対する対策として、運行ルートや運行時間帯を調整するという事は書いていただいているのですが、そうでしたら、調整した結果、どのような数字になり、今話したような影響を回避出来るようになるのかという計算結果も示していただく必要があるかと思えます。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。事業者の方、今の御指摘についていかがですか。

【土地区画整理事業者】 この場でお答えすることが難しい案件ばかりなので、持ち帰らせていただきます。

- 【奥会長】 はい、よろしくお願ひいたします。それでは、もう今、手を挙げていらっしゃる方はいらっしゃらないようなので、残り時間が、12時まであと8分程度になりまして、本日、非公開審議というのも予定していたところでありまして、時間がなくなってしまいましたので、非公開審議については次回に回すということで、事務局、そのような対応でよろしいでしょうか。本件については、継続審議になりますので、そのようにするというのでよろしいですか。
- 【事務局】 はい、それで、よろしくお願ひします。
- 【奥会長】 はい、分かりました。では、追加で御質問がないようでしたら、土地区画整理事業については以上とさせていただきます。
- 【事務局】 藤倉委員が手を挙げていらっしゃいます。
- 【奥会長】 藤倉委員、どうぞ。
- 【藤倉委員】 補足資料の質疑が長引いていたので前回質問が出来なかったことについて、一点だけ質問しますので、次回以降でお答えいただけると嬉しいです。
- 【奥会長】 はい、どうぞ。
- 【藤倉委員】 建設発生土について、土地区画整理事業では約71万m³もの残土が場外に搬出されるということになっているのですが、それが埋め立てに用いる計画ですとしか書かれていないので、具体的にどこで、どのように埋め立てされる予定なのか、もう少し具体的な情報を教えていただきたいと思ひます。以上です。
- 【奥会長】 はい、事業者の方、いかがでしょうか。
- 【土地区画整理事業者】 次回以降で対応させていただきたいと思ひます。
- 【奥会長】 はい、分かりました。では、そのようにお願ひします。他にはよろしいでしょうか。菊本委員、どうぞ。
- 【菊本委員】 藤倉委員の今の御質問は、どこに持っていくかを答えるのは、おそらく、このくらいの事業の段階では難しいだろうと思ひますが、なるべく近いところで埋め立てする場所を探して、それで、例えば交通車両というのですか、持ってくる車両のエネルギーの消費量を減らす、あるいは適切に土対法に基づいてきちんと処理するなど、答えられないまでも、その辺りのきちんとした回答はお示しいただけるといいのではないかとと思ひます。いずれにしても、事業者の方に御検討いただいて回答いただければと思ひます。以上です。
- 【土地区画整理事業者】 分かりました。
- 【奥会長】 はい、ありがとうございます。それでは、他よろしいでしょうか。ないようでしたら。
- 【事務局】 酒井委員が手を挙げていらっしゃいます。
- 【奥会長】 酒井委員が挙げていらっしゃいますか、はい。
- 【酒井委員】 時間あるのであれば、せっかくなので。
相沢川が暗渠化されて、現状、希少な動物や植物が分布して、保全措置を講じていただくということなのですが、その（保全措置の）場所は確保されるからという位しか情報が書かれておらず、割と水の綺麗なところに生息している動物や植物は、生息地の環境が維持出来るのかどうか、このような場合は、水質とか主に人からの基準で調べられると思ひますが、そのような生物の環境という観点からの評価になっ

ているのかということをお願いしたい。もしそこが不十分であれば、準備書では（生物の環境という観点からの評価を）行っていただきたいというのが一点です。

もう一点は記載の方法なのですが、例えば準備書の9.11-39ページの表の影響予測の記載方法、工事の実施と供用後に分けて書かれています。供用後のところに「対事業実施区域外に生育地は確認されませんでした。」と書かれており、意味が分からない。この表現がたくさん出てくるので、事業者の方、それか事務局の方は記載方法の確認をお願いします。

この場合、造成工事なので、造成の工事中による、例えば工事の実施に伴う臭いの発生などの影響、それから、その後に生息地そのものがなくなるということの影響に分けて記載するのではないかと想像しますが、全体としてそのような書き分けになっていない感じがします。よろしくをお願いします。確認をお願いします。以上です。

【土地区画整理事業者】

はい。一点目の相沢川の関係については、次回、しつらえを含めて御説明します。その中でどうするか含めて御説明させていただきたいと思います。

9.11-39 ページの影響予測の書き方についても、確認させていただいて、後日回答させていただきたいと思います。

【酒井委員】

はい。

【奥会長】

はい、ありがとうございました。非常に時間が限られている中で、まだまだ御意見、御質問等あるかとは思いますが、その場合、追加である場合にはメール等で事務局の方に出していただくということにいたしますか、事務局。

【事務局】

次回も継続審議なのですが、委員によってはスケジュールが合わない方もいらっしゃるのでは、追加で（御意見、御質問が）ある委員の方は、是非メールか何かで御連絡いただければと思います。そのような形でよろしいでしょうか。次回また事業者の方から、御説明したいと思います。そのような形でよろしいでしょうか。

【奥会長】

はい、事前にメールで頂戴出来れば、次回に向けて事業者の方も準備していただければと思いますので、よろしくお願いたします。それでは追加で質問等ないようでしたら、本件についての審議はこれで終了とさせていただきます。事業者の皆様、どうもありがとうございました。

オ 審議

【奥会長】

それでは、この場で、本日は是非言っておきたいことがございましたら、最後にいただければと思いますが、よろしいでしょうか。いずれにしても継続審議ということになりますので、また次回以降、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

【事務局】

横田委員が手を挙げていらっしゃいます。

【奥会長】

横田委員、どうぞ。

【横田委員】

コメントですが、花博後の再開発の計画に少し変更が生じていると思いますが、テーマパークの話が一切出てこないのですが、土地区画整理のバックグラウンドとして非常に大きいものなので、土地区画整理自体に対する影響や我々の考え方をどのようにすれば良いのか、一度、御

説明いただけると有り難いです。以上です。

【事務局】 テーマパークがどうなっているのかという話でしょうか。

【横田委員】 どうなっているかということではなく、各種報道で誘致撤退という話が出ていると思います。不確定な要素があるかとは思いますが、土地区画整理事業自体が変更と言いますか、将来的な方向性が変わる可能性があるとする、それを踏まえた議論も必要になってくるのではないかと思います次第です。そのような世の中の関心がある中で、我々がどのようなスタンスでアセスを評価していけば良いのかということ、少し、一度整理していただく機会があれば有り難いと思った次第です。

【事務局】 分かりました。事業者にも話をして、その辺りの計画がどのようなになっているのか、それも含めて委員の方々にどのような審議していただくのか検討させていただき、次回に御報告したいと思います。

【奥会長】 はい、お願いいたします。他に委員の方、よろしいでしょうか。はい、それでは、本日の審議内容は会議録（案）で御確認をいただくということでお願いいたします。では、本日予定の議事は全て終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

（傍聴退出）

- 資 料
- ・旧上瀬谷通信施設地区における関連事業の環境影響評価手続き 事務局資料
 - ・（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
 - ・（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書に関する補足資料 事業者資料
 - ・旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
 - ・旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価に関する補足資料 事業者資料